

議第 88 号

下呂市育英資金条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 27 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

児童手当（国制度）や代替支援制度（県奨学給付金）等の拡充により、限りある基金を経済支援からグローバル人材の育成（国際交流）へとシフトするため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市育英資金条例の一部を改正する条例

下呂市育英資金条例（平成16年下呂市条例第157号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（目的） 第1条 この条例は、<u>教育</u>、文化、体育等で国際交流を目的として行う海外研修（以下「海外研修」という。）を行う者に対し、育英資金（以下「資金」という。）の<u>貸与</u>を行うことにより、有能な人材を育成することを目的とする。 <u>（貸与の対象者）</u> 第2条 資金の<u>貸与の対象者は、次に掲げる者</u>で、市長が認めた者とする。ただし、市内に住所を有する世帯に属する者又は属していた者に限る。 （1） <u>中学生海外派遣事業に参加する中学校の生徒</u> （2） <u>海外研修を行う高等学校の生徒</u> （貸付利率及び返納） 第3条 <u>資金の貸与</u>を受けた者は、次に定めるところにより返納しなければならない。 （1）・（2） （略）	（目的） 第1条 この条例は、<u>学費の支弁が困難な生計の状態にあって高等教育を目指す者並びに教育</u>、文化、体育等で国際交流を目的として行う海外研修（以下「海外研修」という。）を行う者に対し、育英資金（以下「資金」という。）の<u>給付及び貸与</u>（以下「給貸与」という。）を行うことにより、有能な人材を育成することを目的とする。 <u>（給貸与の対象者及び区分）</u> 第2条 資金の<u>給貸与の対象者及び区分は、次のいずれかに掲げる者</u>で、市長が認めた者とする。ただし、市内に住所を有する世帯に属し、又は属していた者に限る。 （1） <u>高等学校等の生徒には給付する。</u> （2） <u>大学生等（高等専門学校の生徒を含む。）に対しては貸与する。</u> （3） <u>中学校及び高等学校の生徒で海外研修を行う者に対しては貸与する。</u> （貸付利率及び返納） 第3条 <u>前条第2号及び第3号で貸与</u>を受けた者は、次に定めるところにより返納しなければならない。 （1）・（2） （略）

改 正 後	改 正 前
(状況報告) 第4条 <u>市長は、資金の貸与を受けた者に対し、海外研修の状況について報告又は書類の提出等を求めることができる。</u> (返還等) 第5条 市長は資金の<u>貸与</u>を受けた者が当該目的以外に使用したとき、又はこの条例及び規則に違反したときは、当該資金の全部又は一部を返還させることができる。 (委任) 第6条 この条例に定めるもののほか、資金の<u>貸与</u>に関し必要な事項は、市長が定める。	(状況報告) 第4条 <u>資金の給貸与を受けた者は、市の規則の定めるところにより、その状況を市長に報告しなければならない。</u> (返還等) 第5条 市長は資金の<u>給貸与</u>を受けた者が当該目的以外に使用したとき、又はこの条例及び規則に違反したときは、当該資金の全部又は一部を返還させることができる。 (委任) 第6条 この条例に定めるもののほか、資金の<u>給付及び貸与</u>に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の下呂市育英資金条例に関する規定は、この条例の施行日以後に決定した貸与について適用し、施行日前までに決定した給付及び貸与については、なお従前の例による。

【参考資料】

下呂市育英資金条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

児童手当（国制度）や代替支援制度（県奨学給付金）等の拡充により、限りある基金を経済支援からグローバル人材の育成（国際交流）へとシフトするため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

（1） 高等学校、高等専門学校及び大学の学費に対する支援を目的とした給付及び貸与を廃止し、国際交流を目的として行う海外研修に係る費用に対する支援のみとします。

（第6条、第23条、第37条関係）

（2） この条例は、公布の日から施行します。

（附則第1項関係）

（3） 改正後の規定は、施行日以後に決定した貸与について適用し、施行日前までに決定した給付及び貸与については、なお従前の例によるものとします。

（附則第2項関係）